

答申第33号

鎌公審査第 9 号

平成13年6月14日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会 長 若 杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて (答申)

平成12年10月20日付けで諮問された名越クリーンセンターのダイオキシン類削減等対策工事に関する業務委託起案書類、委託報告書類及び事前見積書の一部公開決定決定の件 (第3.9号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

名越クリーンセンター「ダイオキシン類削減対策工事」に関する環境技研への業務委託起案書、発注書、提供資料及び委託報告書並びに本業務委託に基づく事前見積書の各文書（以下「本件文書」という。）については、業務委託起案書に添付された委託設計書の科目内訳書のうち数量、単価及び金額（小計は除く。）を除いて公開することが妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が、平成12年9月12日付けで異議申立人に対してした、公文書一部公開決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第2号を理由としてその公開を拒否している「金額」の情報は、秘密として保護されるべき企業秘密とみなすことはできない。

又、公正な入札を原則とする自治体の契約に関連して、非公開を前提に見積等の提出をさせることが、はなはだ不適切であることは当然で、仮に、市が本件の公開拒否を維持しようとするのであれば、情報を公開することにより、関係法人がどのようにして、いかなる不利益を被るのか、又、その程度は公開の公益を犠牲にしても保護を与えるべき域に達しているのか、具体的に検証し、説明すべきものとする。

なお、本件公文書一部公開拒否説明書のうち、条例第6条第1項第5号を援用している情報については、真実それに該当するならば、非公開はやむを得ないが、該当の事実関係の有無については、審査会がインカメラで実態を確認されることを要望する。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件文書のうち一部公開とした部分の概要と根拠条文

ア 環境技研への業務委託に基づく事前見積書の中の項目ごとの金額、業務委託報告書類のうち、工事費算出書の中の事業費積算根拠資料表及び整備計画書の中の見積金額比較表（条例第6条第1項第2号該当）

イ 環境技研への業務委託起案書に添付された委託設計書の中の科目内訳書（条例第6条第1項第5号該当）

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 上記(1)アの内容は、ダイオキシン類削減等対策工事に係るごみ処理方法の法人からの見積金額で、このようなごみ処理施設については、主要機器がプラントメーカーの開発技術によるものであり、メーカーの特許やノウハウの集積がこの金額に集約されていると考えられる。

イ 鎌倉市公文書公開事務取扱要領第2の第三者情報の事務取扱いに基づき、該当法人5社につき調査を行ったところ、全ての法人から、公開することにより営業活動等への影響が大きいとの回答を受け、総合的に判断した結果、公開すると営業活動に支障が生じる等の影響が大きいと判断し、非公開とした。

ウ 同号ただし書きは、法人等に関する情報で、公益上の理由から法人等に明らかに不利益を与えても、なお公開すべき理由のある特定の情報について規定したものであるが、本件文書は、同号ただし書きのア、イ、ウのいずれにも該当しないと判断した。

(3) 条例第6条第1項第5号該当性について

委託設計書の科目内訳書には労務単価が含まれており、この情報は、他の事業(工事)においても反復継続使用されるもので、公開することにより、他の事業(工事)の契約予定価格が推定されてしまうため、非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書について

本件文書は、名越クリーンセンター「ダイオキシン類削減対策工事」に関する環境技研への業務委託起案書、発注書、提供資料及び委託報告書類並びに本業務委託に基づく事前見積書の各文書で、

①業務委託起案書に添付された委託設計書

②業務委託報告書類

- ・工事費算出書(排ガス高度処理施設・灰固形化施設)の中の各「事業費積算根拠資料表」
- ・整備計画書(排ガス高度処理施設・灰固形化施設)の中の各「見積金額比較表」

③事前見積書

には、それぞれ設計金額、数量、単価、項目ごとの金額及び見積金額等の情報が記載されている。

(2) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。))についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより当

該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は、公開しないことができるものとしたものである。

イ 法人等に「明らかに不利益を与えると認められる」情報とは、生産技術や営業活動等についての情報であるが、それらに該当する典型的なものとしては、技術上又は販売上のノウハウに関する情報などがある。具体的には、設計図等に表示された設計者の考案、工夫、施設・設備の規模や構造、販売単価の基礎となる原価額、資金調達の方法、交渉の計画方針などが考えられる。

ウ 条例の趣旨から、法人等についての情報は、原則公開を旨とするところであるが、本件文書については、これらの具体的な不利益に及び得ることも懸念し、第三者の情報として当該法人各社に対し、意見の聴取も行った。その結果、法人に重大な不利益を及ぼすと認められるような具体的な事由は見当たらなかった。

エ 以上のことから、本件文書の見積書類等の金額からはノウハウ等が具体的に分かるものとは言えず、これらを公開したとしても、当該法人に明らかに不利益を与えとは認められない。

したがって、条例第6条第1項第2号には該当しないものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 条例第6条第1項第5号は、「実施機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業についての情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程にある情報を公開することにより、実施の目的を失い又は特定の者に不当な利益を与える結果となり、市民全体の利益を損なうおそれのあるものがあるため、これらの情報を非公開とすることにより、その事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保しようとするものであると解する。

イ 地方公共団体の契約事務については、地方自治法第234条第3項の規定に基づき、競争入札に際して予定価格を定めるに当たっては、

設計単価及び歩掛を根拠に積算した設計金額が基準となっている。委託設計書は、その基礎となる国、県を通じて示される原単価等が用いられており、これらを公開することにより、同種の調査業務を発注する際の予定価格を第三者が容易に推測することができることになる。したがって、競争の原理が機能せず、地方自治法第2条第13号に規定される「最少の経費で最大の効果を図る」という趣旨に添った契約事務に著しい支障を及ぼすことになるものと認められる。

ウ このような契約事務の仕組みからすると、本件文書の委託設計書のうち、科目内訳書に記載されている労務単価及び歩掛は、他の同種の契約にも共通するものであり、これらを公開することは、市が行う今後の契約事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、委託設計書の科目内訳書のうち、数量、単価及び金額（小計金額は除く。）については、条例第6条第1項第5号に該当するものと認められる。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12. 10. 20	諮問（諮問第39号）
10. 26	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出を要請
11. 9	実施機関から一部公開拒否理由説明書を受理
11. 13	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付及び意見書の提出を要請
11. 27	異議申立人から意見書を受理及び実施機関に意見書写しを送付
13. 1. 16	異議申立人から意見陳述及び実施機関から一部公開拒否理由説明を聴取
2. 14	審議
3. 6	審議
4. 11	審議
5. 9	審議
6. 14	答申